

史跡 神明貝塚 保存活用計画

－神明貝塚から春日部の未来と縄文の世界をひらこう－



令和 3 年 3 月

春日部市教育委員会



史跡 神明貝塚 保存活用計画

－神明貝塚から春日部の未来と縄文の世界をひらこう－

令和 3 年 3 月

春日部市教育委員会

はじめに

春日部市は、都心から 35km 圏内、関東平野のほぼ中央、埼玉県の東部に位置し、南北約 12km、東西約 11km、総面積 66km² の規模を有します。東西方向に東武野田線と国道 16 号が、南北方向には東武伊勢崎線と、国道 4 号・4 号バイパスが通る交通の要衝として発展を遂げてまいりました。

また、豊かな自然環境のもと、歴史と伝統を育んできたまちです。約 3 万年前から人類が暮らし始めた本市には、日光道中の宿場として栄えた粕壁宿のまちなみや、全国的に有数の規模を誇る宝珠花大風揚げなど、歴史を紡ぐ数々の文化遺産がございます。その中でも、国の史跡に指定された神明貝塚は、市民が全国に誇る、国民共有の貴重な財産です。

これらの歴史や伝統とともに、未来に想いを馳せ、様々なまちづくりの事業を推進しながら「誰もが住んでみたい、住み続けたい」と思う、だれからも「選ばれるまち」を目指しております。その実現に向け、本市の個性や特徴を表す資源として、神明貝塚をはじめとする文化遺産の保存と活用は欠かせません。

この史跡神明貝塚保存活用計画を契機として、市民の皆様の一層のご理解とご協力のもと、文化遺産を活用したまちづくりにより、本市の魅力あふれる未来を開いてまいります。

令和 3 年 3 月

春日部市長 石川良三

策定にあたり

春日部市は、大落古利根川や中川などの多くの河川を有し、西方の大宮台地と東方の下総台地の間には、関東平野最大の沖積地である中川低地が広がります。

縄文時代、地球規模の海面変動により、中川低地には海や湖沼が形成され、そこから得られる豊富な水産資源を利用した縄文人は、東西の台地にムラを営み、貝塚を築きました。

その中でも、下総台地に所在する神明貝塚は、今から3,800～3,500年前に築かれた大規模な貝塚で、ほぼ完全な形で現存し、食料資源の多様性と東京湾岸域の貝塚群の特徴が良好に示されていることから、令和2年3月に国の史跡に指定されました。

春日部市教育委員会では、国民共有の財産である神明貝塚を、次世代へ適切かつ確実に保存、継承し、史跡を活かしたこれからのまちづくりを推進するため、史跡神明貝塚保存活用計画を策定いたしました。

この計画では、「神明貝塚から春日部の未来と縄文の世界をひらこう」を基本理念とし、市民にとって神明貝塚が愛着や誇りの源となり、保存、活用、整備の各事業に参画していただくことを目指しています。

結びに、この計画の策定にあたり、地権者をはじめとする市民の皆様、各分野の学識経験者、関係者の皆様からご指導、ご助言をいただきました。心から感謝申し上げます、あいさつといたします。

令和3年3月

春日部市教育委員会
教育長 鎌田 亨

例言

- 1 本書は、春日部市西親野井字神明に所在する史跡神明貝塚の保存活用計画書です。
- 2 本計画の策定は、令和2年度に春日部市教育委員会が国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付を受けて実施し、策定に係る事務は、社会教育部文化財保護課が担当しました。
- 3 本計画の策定に際しては、株式会社イビソクに支援業務を委託しました。
- 4 本計画の策定にあたり、春日部市国史跡神明貝塚保存活用計画策定指導者のほか、下記の機関より、ご指導、ご協力を賜りました。記して、謝意を表します。

文化庁 埼玉県教育委員会 埼玉県立さきたま史跡の博物館 さいたま市教育委員会 富士見市教育委員会 蓮田市教育委員会 小川町教育委員会 一戸町教育委員会 東松島市教育委員会 美浦村教育委員会 北区教育委員会 西東京市教育委員会 旭市教育委員会 船橋市教育委員会 袖ヶ浦市教育委員会 長和町教育委員会

目次

第1章 計画策定の経緯と目的……………1	第7章 史跡の保存管理……………67
第1節 計画策定の経緯……………1	第1節 方向性……………67
第2節 計画策定の目的……………4	第2節 方法……………67
第3節 計画の範囲……………4	第8章 史跡の活用……………77
第4節 計画策定の体制……………6	第1節 方向性……………77
第5節 他の行政計画との関係……………8	第2節 方法……………79
第2章 春日部市の状況……………9	第9章 史跡の整備……………87
第1節 人口、産業……………9	第1節 方向性……………87
第2節 地勢、交通……………10	第2節 方法……………87
第3節 地形、地質……………11	第10章 運営体制……………91
第4節 気象、植生……………14	第1節 方向性……………91
第5節 土地利用……………16	第2節 方法……………91
第6節 歴史、文化……………20	第11章 実施計画……………93
第3章 神明貝塚の概要……………25	第1節 前期計画……………93
第1節 史跡指定に至る経緯……………25	第2節 後期計画……………94
第2節 史跡指定内容……………29	第12章 経過観察……………96
第3節 これまでの調査成果……………33	第1節 方向性……………96
第4章 史跡等の本質的価値……………47	第2節 方法……………96
第1節 史跡等の本質的価値の明示……………47	第3節 点検、検証結果の反映……………96
第2節 構成要素……………52	附編……………99
第5章 史跡の現状と課題……………59	1 関係法令……………99
第1節 保存管理に関する現状と課題……………59	2 関連計画……………124
第2節 活用に関する現状と課題……………60	3 計画の検討結果……………130
第3節 整備に関する現状と課題……………61	4 参考文献……………134
第4節 運営体制に関する現状と課題……………62	
第6章 基本理念・将来像・基本方針……………63	
第1節 基本理念と将来像……………63	
第2節 基本方針……………64	

写真目次

写真 1	神明貝塚の現況……………1	写真 31	7号住居跡炉跡微小貝……………44
写真 2	策定指導……………6	写真 32	焼失住居跡……………45
写真 3	現地視察……………6	写真 33	鹿角製装身具……………45
写真 4	意見交換会……………6	写真 34	床面被熱住居跡……………45
写真 5	文化財保護審議会……………6	写真 35	神明貝塚特有の平坦な地形……………53
写真 6	須釜遺跡再葬墓出土遺物一括……………20	写真 36	江戸川……………55
写真 7	貝の内遺跡出土下総国分寺軒平瓦……………20	写真 37	屋敷林……………55
写真 8	板石塔婆……………22	写真 38	農地……………55
写真 9	小流寺縁起……………23	写真 39	郷土資料館……………57
写真 10	宝珠花神社扁額……………23	写真 40	首都圏外郭放水路……………57
写真 11	倉常の神楽囃子……………23	写真 41	道路……………57
写真 12	宝珠花大風揚げ……………23	写真 42	フェンス……………57
写真 13	神明貝塚遠景……………26	写真 43	電柱……………57
写真 14	調査風景……………26	写真 44	農業用ハウス……………57
写真 15	史跡指定範囲……………31	写真 45	井戸（ポンプ小屋）……………58
写真 16	貝層の堆積状況……………36	写真 46	井戸（送水管）……………58
写真 17	円形の住居跡……………38	写真 47	盛土……………58
写真 18	方形の住居跡……………38	写真 48	排水路……………58
写真 19	集落前半期の土器……………39	写真 49	神明貝塚ホームページ……………79
写真 20	集落後半期の土器……………39	写真 50	紹介動画……………79
写真 21	貝類……………40	写真 51	パンフレット……………79
写真 22	魚骨……………40	写真 52	郷土資料館での特別展……………80
写真 23	獣骨……………41	写真 53	ギャラリートーク……………80
写真 24	炭化種実……………41	写真 54	庄和地区公民館での巡回展示……………81
写真 25	土器圧痕……………41	写真 55	シンポジウム……………81
写真 26	5号人骨……………42	写真 56	小学校へ出張授業……………83
写真 27	様々な石器……………43	写真 57	説明板……………88
写真 28	7号住居跡炉跡……………44	写真 58	植生復元……………88
写真 29	4号焼土跡……………44	写真 59	復元住居……………89
写真 30	2号灰溜り……………44	写真 60	案内板……………89

図版目次

図 1	神明貝塚の位置 (1).....2	図 22	史跡指定範囲.....30
図 2	神明貝塚の位置 (2).....3	図 23	神明貝塚周辺の地形.....35
図 3	本計画の範囲.....5	図 24	集落の変遷.....37
図 4	計画策定の体制.....7	図 25	住居跡の変化.....38
図 5	計画の位置づけ.....8	図 26	縄文人骨の炭素・窒素同位体比.....42
図 6	春日部市の人口分布.....9	図 27	縄文時代の海岸線と遺跡分布.....48
図 7	春日部市の人口変化.....10	図 28	神明貝塚の植物利用.....49
図 8	産業別就業者数の割合.....10	図 29	縄文時代後晩期の貝塚.....51
図 9	春日部市までの主要交通網.....11	図 30	構成要素の区分.....52
図 10	埼玉県 の 地形.....13	図 31	史跡周辺の構成要素の分布.....54
図 11	春日部市の地形.....13	図 32	史跡の活用を補完する要素の分布.....56
図 12	気象データ・気温、降水量.....14	図 33	基本方針の概念.....66
図 13	気象データ・風速.....14	図 34	地区区分図.....69
図 14	春日部市の植生分布.....15	図 35	活用事業のターゲット.....77
図 15	春日部市の地目別面積、構成比.....16	図 36	めいちゃんとぐうすけ.....80
図 16	春日部市の用途地域.....17	図 37	史跡周辺の主な文化財・施設.....82
図 17	史跡周辺の土地利用状況.....18	図 38	史跡指定の貝塚.....85
図 18	春日部市の土地利用方針.....19	図 39	活用イメージ.....86
図 19	神明貝塚と周辺の遺跡.....21	図 40	整備イメージ.....90
図 20	市域の文化財の位置.....24	図 41	運営体制の概念図.....92
図 21	調査地点図.....28	図 42	P D C A サイクル.....96

表目次

表 1	神明貝塚の調査等一覧.....27	表 8	実施計画工程.....95
表 2	集落の存続期間.....49	表 9	自己点検票.....97
表 3	A 区 の 現状変更許可申請区分.....72	表 10	指導者一覧.....130
表 4	A 区における現状変更の取扱い基準.....73	表 11	オブザーバー.....130
表 5	B～D 区における現状変更の取扱い.....74	表 12	指導・助言内容.....130
表 6	巡回展示実施施設.....81	表 13	検討内容.....131
表 7	シンポジウムのテーマ.....81	表 14	検証内容.....131



第1章 計画策定の経緯と目的



第1節 計画策定の経緯

神明貝塚は、東京湾岸域の最北に築かれた縄文時代後期前半（今から 3,800 ～ 3,500 年前）の馬蹄形貝塚です。貝塚全体がほぼ完全な形で現存し、食料資源の多様性と東京湾岸域の貝塚群の特徴を良好に示す重要な遺跡です。このことから、令和2年3月10日付け文部科学省告示第17号で、文化財保護法（以下、「法」という。）第109条に基づく史跡に指定されました。また、同年7月22日には文化庁告示第58号で、春日部市は法第113条に基づく管理団体に指定されました。

これにより、春日部市教育委員会は、この神明貝塚を適切かつ確実に保存、継承し、史跡を活かしたまちづくりを推進するため、「史跡神明貝塚保存活用計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。



写真1 神明貝塚の現況（畑一面にヤマトシジミの貝殻が広がる）



図1 神明貝塚の位置 (1)

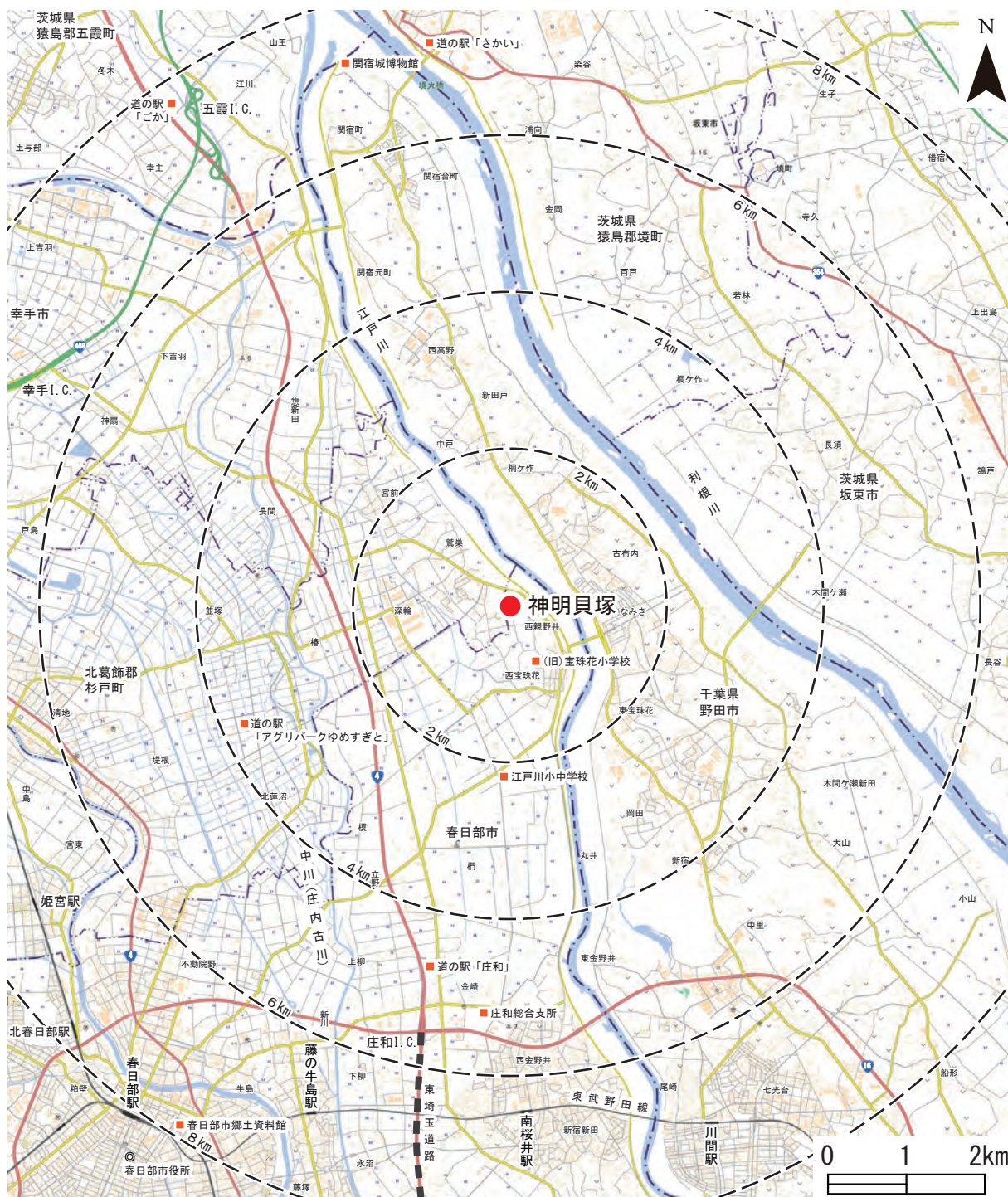


図2 神明貝塚の位置(2)



第2節 計画策定の目的

本計画の目的は、平成31年3月に文化庁から示された「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」に基づき、神明貝塚の保存管理、活用、整備についての基本方針や方法などを定めることです。

策定にあたっては、これまでの調査成果から、神明貝塚の史跡としての本質的価値を明示するとともに、周辺の環境や文化遺産、地域資源などを把握し、神明貝塚を構成する要素を特定します。また、現状確認や地権者との意見交換により、保存管理、活用、整備を行う上での課題を整理します。

そして、現状や課題から、神明貝塚の目指す将来像を見出し、保存管理、活用、整備についての基本方針を示します。さらに、基本方針に基づき、適切かつ確実に保存管理する方法、春日部市の財産として活用する方法、保存管理、活用のために必要な整備の方法について、具体的に描出します。

第3節 計画の範囲

神明貝塚は埼玉県春日部市西親野井に所在し、東武鉄道春日部駅から北東へ約8.1kmの距離にあります。江戸川によって画された下総台地の西縁の宝珠花支台に広がり、東側には中川低地に通じる開析谷に面しています。

また、近隣には宝珠花大風揚げをはじめとする数多くの文化遺産が所在します。それらの文化遺産は、地域の歴史を語るうえで欠かせないものであり、地域住民にとって身近な存在です。

そこで、本計画の対象範囲の主体は、史跡及び史跡から埼玉県内初の義務教育学校である地元の江戸川小中学校までを含む、概ね半径2km圏内の地域、地形、文化遺産、公共施設とします。



図3 本計画の範囲



第4節 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、多様な領域から意見を聴取するため、春日部市国史跡神明貝塚保存活用計画策定指導者（以下、「指導者」という。）を置き、史跡の本質的価値の整理や保存管理、活用、整備の方向性などを検討しました。指導者は考古学のほか、各分野の学識経験者や地権者とし、文化庁文化財調査官や埼玉県教育委員会職員もオブザーバーとして参加しました。

また、第2次春日部市総合振興計画などの行政計画や、関係法令との整合を図るため、関係部長で構成する春日部市国史跡神明貝塚保存活用計画策定庁内検討委員会を、関係課長による検討部会を設置しました。

あわせて、市民や地権者の意見を反映させるため、地権者との意見交換会や市民意見提出手続を実施しました。さらに、春日部市教育委員会及び春日部市文化財保護審議会にて、内容を協議、検証しました。



写真2 策定指導



写真3 現地視察



写真4 意見交換会



写真5 文化財保護審議会

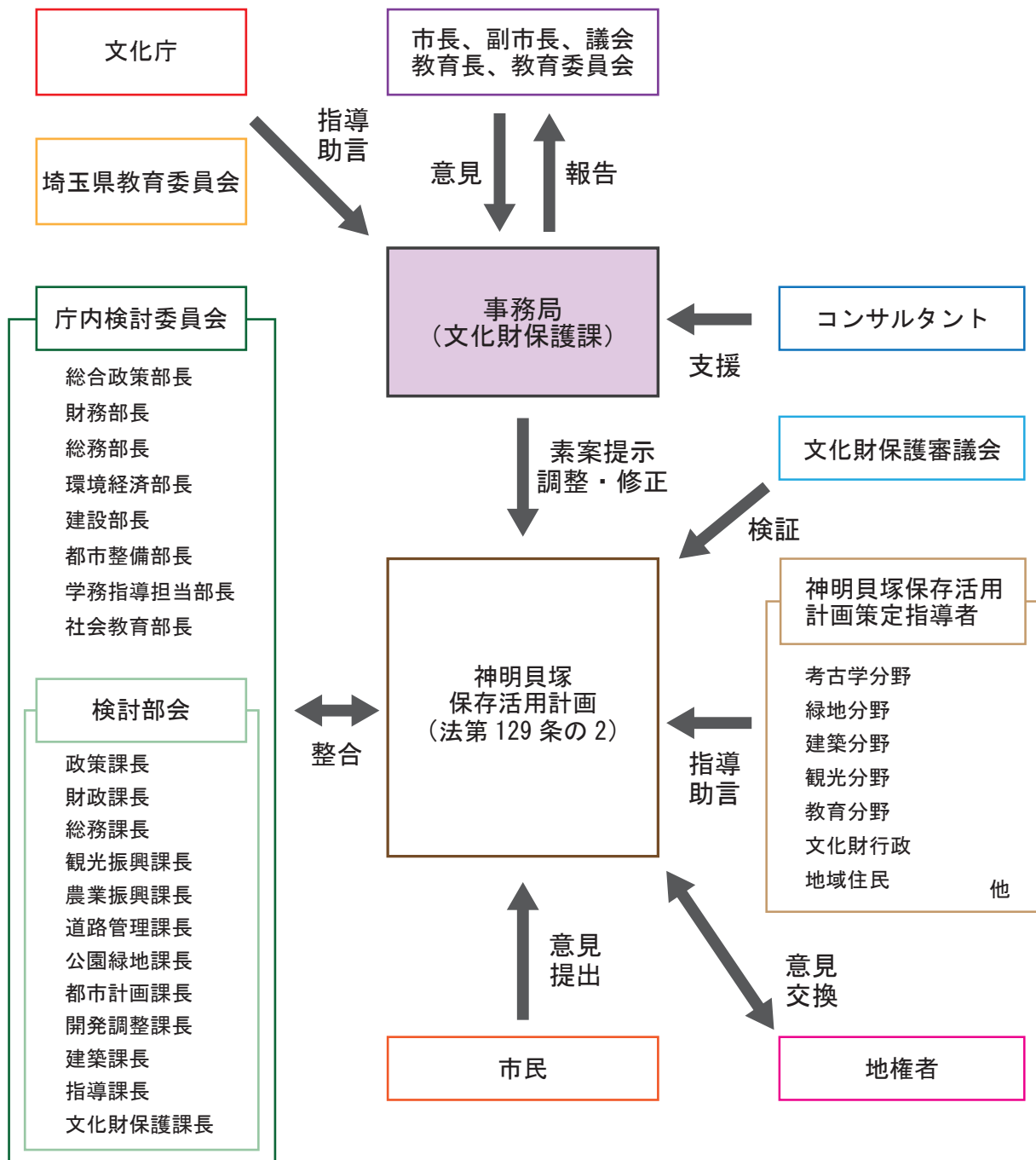


図4 計画策定の体制



第5節 他の行政計画との関係

本計画は、法第129条の2の第1項に規定する史跡名勝天然記念物保存活用計画として策定し、同条第4項の規定に基づき、令和2年3月に埼玉県教育委員会が策定した埼玉県文化財保存活用大綱を勘案します。

また、春日部市では、平成30年にまちづくりの指針となる第2次春日部市総合振興計画を策定し、「市民が主役」、「まちの魅力を創る」、「共に未来へチャレンジする」まちづくりの理念と、まちの将来像として「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」を掲げています。したがって、本計画も第2次春日部市総合振興計画に基づくものとし、相互に関わり合いをもつ教育、観光、都市計画、緑地など、下記の行政計画と整合を図ります。

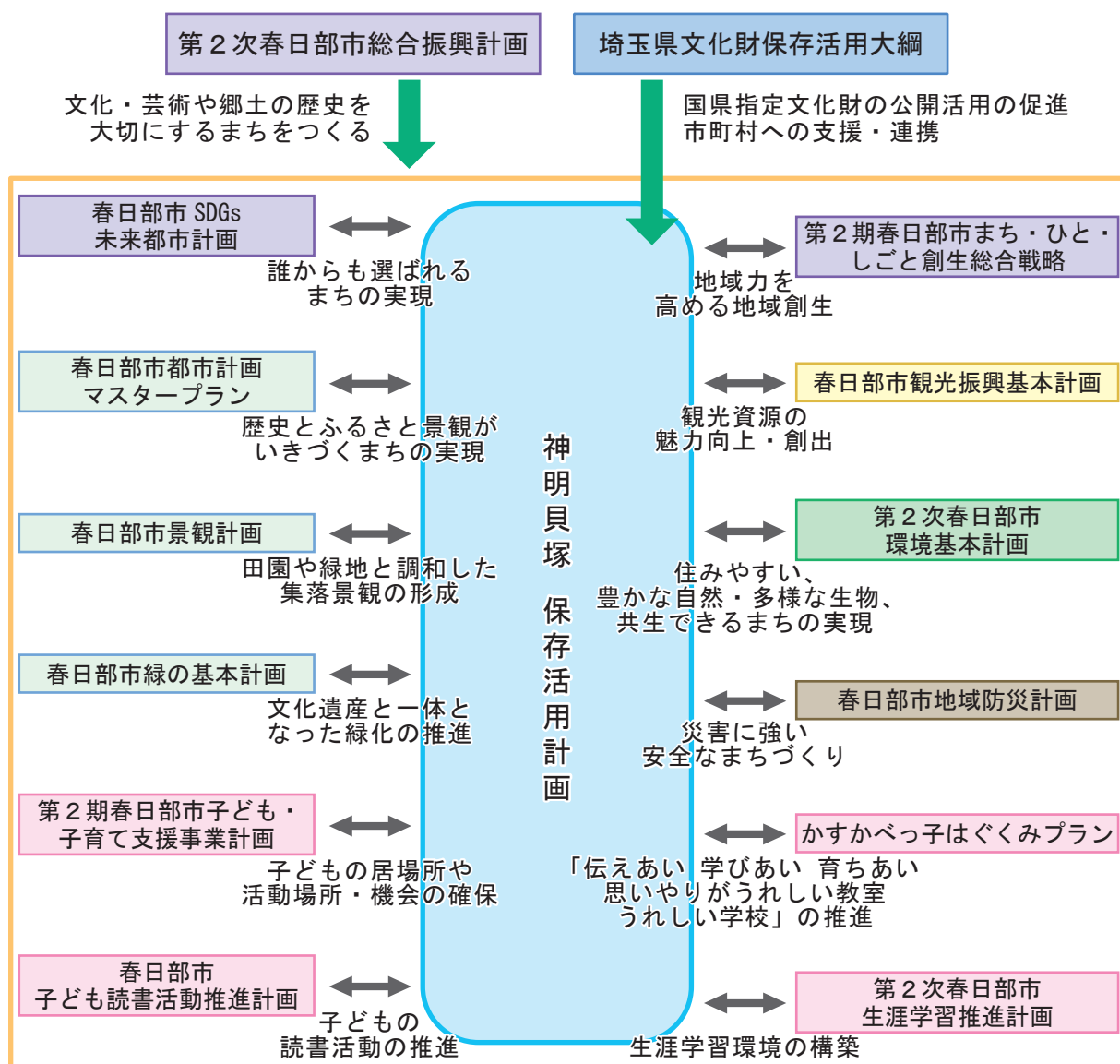


図5 計画の位置づけ